

「角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」についての意見及び市の考え方等

No.	事項	「角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」に関する意見	市の考え方等
1	抑制区域について	森林法 5 条の規定に定められた森林区域を抑制することに反対する。 そもそも民有地における開発の可能性を狭めるものであるため、民間が保有する資産価値を毀損する条例であると考えます。また、森林区域の開発による災害の可能性が減少するなどのメリットがあると思われるが、当該開発は林地開発制度のもと災害対策が図られるものであり、当該災害対策を行うことで手つかずの森林の倒壊などの可能性が減るものと考えます。また多くの林地は売却先が見つからず所有者の高齢化や遠隔地化などの問題も抱えており、適切に管理されることを望みます。	この条例は、自然環境等に配慮した、災害のない豊かで持続的な地域社会の発展に寄与することを目的としております。 特に森林は、災害の防止、水資源の涵養、生息生物の保護や獣害の防止等を図る役割を担っております。しかしながら、近年、大規模太陽光発電施設の設置が相次ぎ、土砂災害の発生や中山間部の水不足による渇水、景観などへの影響が懸念されております。 また、森林は、二酸化炭素の吸収源としてとても重要です。木は二酸化炭素を吸収し、木材は二酸化炭素を貯蔵します。森林を育て、伐採し、木材を建築資材等として利用することで二酸化炭素の貯蔵を行いつつ、植林し、その木が二酸化炭素を吸収するという循環を回し続けることで、地球温暖化防止につながります。 以上のことから、林地開発制度に頼ることなく、本条例に再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理に関し必要な事項を定め、美しく豊かで安全安心な環境を守りながら、ゼロカーボンに向け、発電設備を設置する事業との調和を図るため、森林区域を抑制するものです。

			また、高齢化等により、経営管理が行われていない森林については、森林経営管理制度により、市町村が森林所有者の委託を受けて経営管理を行うほか、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、森林の適切な経営管理を行ってまいります。
2	抑制区域について	農用地区域を抑制することに反対する。 森林区域同様に、そもそも民有地における開発の可能性を狭めるものであるため、民間が保有する資産価値を毀損する条例であると考えます。農地を転用する場合、個別に申請が必要であることから、それに従うべきと思料致します。	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域については、農業振興地域の整備に関する法律において、ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）を除き、農業以外の用途で利用することができません。 今回、条例においてもソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）を除き、抑制区域に加えることとしますが、これは「田園都市かくだ」のシンボルである農地を保護し、もって景観、自然を守る姿勢を示すものとして定めるものです。
3	抑制区域について	その他市長が認める区域を抑制することに反対する。 森林区域、農用地区域同様に、そもそも民有地における開発の可能性を狭めるものであり、個別に定める基準を明確にすべきと思います。	基本的に抑制区域として定めている区域を対象としますが、市の自然環境や景観及び地域住民等の安全安心で快適な生活環境（以下「自然環境等」という。）を脅かすおそれのある場合等、現時点で想定し難い特別な事情が生じた場合に備え、定めるものです。

4	太陽光パネルの設置、廃棄について	太陽光パネルは脱炭素のためには必要と思うが、始末に困る。岡山県の事業者が太陽光パネルのリサイクル技術を開発していた。これにヒントを得て、「太陽光パネルのゆりかごから墓場まで」を考えたい。設置から始末までの計画書提出があればよい。	太陽光パネルは、東日本大震災後、平成 24 年 7 月に固定価格買取制度が始まってから、大規模な太陽光発電施設を中心に、再生可能エネルギーを利用した発電設備への事業参入が進んでおります。 今回の条例において、事業実施中の適正な管理、事業終了後における発電設備の速やかな撤去及び適正な処分並びに土地の原状回復を事業者の責務として定め、またこれらの対策を速やかに講じるための資金確保についても定めます。
5	再エネと農業との共存について	不動産事業者が太陽光パネルと農業の並存という試みをしていた。角田は農業を重視している自治体であろうから、農業との共存も考えておくのがよいと思う。	地球温暖化対策の観点から、再生可能エネルギー発電事業の導入を図る一方、自然環境等との調和を図ることが本条例の趣旨です。 農用地区域は抑制区域に定め、農地の保護を姿勢として示す一方、ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）は農用地区域でも設置可能と明記するなど、共存を目指した条例とします。
6	その他	条文を示さない概要版により意見を求めて良いのか。	条例を立案する過程において、多くの皆様から意見をいただくにあたり、市ホームページや所管する課等での閲覧の方法で行うこととしております。
7	その他	この条例を策定する前に、付随する規則や条例を策定すべきと思う。	本条例のほか、人と自然が共生する郷土を築き、将来の世代に継承していくこと、環境への負荷の少ない持続

			的発展が可能な循環型社会へ移行していくことを目的として、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならないこと等を基本理念とした「環境基本条例（平成 10 年角田市条例第 5 号）」を策定しております。 また、本条例の施行規則を策定し、適切な運用を図ってまいります。
8	抑制区域について	目的の中で地域住民の安全安心とありますが、災害から守ることは勿論の事です、昨今、角田市だけでなく、全国的にクマやイノシシ等野生動物が人間を襲ったり農作物の被害が発生しているのは、太陽光発電事業等で森林伐採により食物不足が原因でこのような被害が発生していることも一要因と思われるので、鳥獣保護区として伐採抑制区域を設けるべきだと思います。	森林法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域を抑制区域に加えることで、鳥獣保護区の大部分を補完できるため、抑制区域へ加えることを見送りました。
9	国、県の条例との関係	市の条例として策定するのはわかりますが、国、県との整合性はとれているのですか。この条例だけをみると市独自で何もかも可能（できる）とならないと思いますので、注釈でも良いので国、県の領域等を本文に加えていただきたい。	条例の手引き等を作成し、県の条例等との関連についてわかりやすく示すよう努めてまいります。
10	出力以外の制限設定について	再生可能エネルギーの 50 kW 以上等発電出力のみの制限を設けておりますが、景観や災害に影響が懸念されるのは出力だけでなく、例えば太陽光発電のパネルの大きさ及び材質や風力発電の風車のプロペラ等の大きさ材	出力と機材の大きさは一定の相関関係があり、出力が大きいほど規模も大きくなりますので、出力による区分が判断の容易性も含め、妥当であると考えます。 廃棄処分について、事業実施中の適正な管理、事業終

		質は関係ないのでしょうか。出力規模だけでなくパネル等の規格、材質にも制限に加えるべきだと思います。耐用年数が過ぎ廃棄した場合の処分に問題ありと聞いたからです。	了後における発電設備の速やかな撤去及び適正な処分並びに土地の原状回復を事業者の責務として定め、またこれらの対策を速やかに講じるための資金確保についても定めます。 廃棄方法については、現在、国で適切な廃棄、リサイクルの検討を行っており、引き続き動向を注視してまいります。
11	区域設定について	「抑制区域」の記載がありますが、禁止区域も記載していただきたい。	抑制区域内での事業実施について、同意しないものとしますので、あらためて禁止区域を設けないこととしました。
12	罰則について	違反した場合の罰則がありませんが、罰則も含めて事後処理の対処について記載すべきだと思います。例えば違反して再エネ設備を設置した場合は、その業者は設置業者として認めないとか。	罰則の規定はしておりませんが、市長から事業者に対する助言、指導、勧告に関する旨規定し、従わないときは事業者を公表する旨規定します。 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（通称「FIT法」）では、条例を含めた関係法令の規定に違反した場合に、認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることとなっております。認定取消しとなれば売電できなくなることから、事業者が条例を遵守する効果が期待できると考えております。

13	その他	今まで類似の再エネに関する規則等を示しておりますが、関連している部分があるので、その繋がりを本条例に説明書きを入れていただきたい。	「類似の再エネに関する規則等」は、令和5年6月にパブリックコメントを募集した「角田市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例（案）」のことかと推察しますが、今回の条例は、「角田市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例（案）」を見直し、再構築したものです。
14	その他	本条例に対しての直接的な意見ではないのですが、市では、今まで類似の規則や計画等を策定しておりますが、関連性についての説明があっても良いと思います。示していただく事によって読者（市民）が理解しやすくなると思った次第です。	手引き等を作成し、わかりやすく示すよう努めてまいります。